

鹿児島県警察官の拳銃使用及び取扱いに関する訓令の運用・解釈について（概要）

（平成29年3月23日 鹿務第355号）

本通達は、「鹿児島県警察官の拳銃使用及び取扱いに関する訓令」の運用・解釈を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 総括責任者
- 取扱い責任者
- 職務代理者の指定

等である。